

# 平成30年7月豪雨等の災害復旧工事における労務・資材の不足に対応した 大型ブロック積工への設計変更要領

## 1 適用範囲

この要領は、「平成30年7月豪雨等の災害復旧工事における労務・資材の不足への対応について」（平成30年12月5日付第201800234144号県土整備部長通知）における、労務又は資材が不足し、ブロック積工から大型ブロック積工に設計変更する場合に適用する。

## 2 大型ブロック積工のブロック選定方法

- (1) 県内産の大型ブロックを対象に、別紙1の「施工地区」、「適用条件」から採用可能なブロックを選定する。
- (2) 上記(1)で選定したブロックについて、協議時における納入の可否を鳥取県コンクリート製品協同組合、日野建設業協同組合から提供された資料を参考に、経済比較の対象とするブロックを選定する。  
※間知ブロックの不足状況を証明する書類に、協議時における納入可能な大型ブロック製品一覧を添付していただくよう、鳥取県コンクリート製品協同組合及び日野建設業協同組合に依頼しております。  
※ブロック工（労務）の不足により大型ブロック積工に設計変更する場合には、受注者において協議時における納入可能な大型ブロック製品の一覧を、鳥取県コンクリート製品協同組合、日野建設業協会から入手し添付してください。
- (3) なお、納入可能な県内産のブロックがない場合は、県外産の間知ブロック、大型ブロックの採用を検討する。

## 3 設計（積算）で採用するブロックの決定

- (1) 2で選定したブロックを対象に、別紙2の積算資料により経済比較を行い、最も経済的なブロックを設計変更において採用する。
- (2) 設計変更で採用したブロックは積算上のものであり、そのブロックによる施工を指定しないこと。「大型ブロック積擁壁の設計・積算について」（平成27年9月11日付第201500087246号技術企画課長通知）を参考に、設計図面、数量計算書等を作成すること。

## 4 大型ブロック積工の積算

- (1) 別紙2の積算資料により積算すること。
- (2) 控え500mmの大型ブロックの積算は、土木工事積算基準書「第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工」により積算すること。
- (3) ブロック単価に変更があった場合には、技術企画課から別途通知する。